

平成 26 年 2 月 28 日

FSB による「Feasibility study on approaches to aggregate OTC derivatives trade repository data」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として金融安定理事会 (FSB) が本年 2 月 4 日に公表した「Feasibility study on approaches to aggregate OTC derivatives trade repository data」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。今後、我々のコメントが十分に斟酌されることを期待する。

1. 市中協議文書 P.15 3.2 d)

デリバティブ取引情報の二重計上の発生は、各法域において、各国当局が異なった報告要件を定めることにより発生する例が示されているが、本例示に加え、各国当局に報告を行う際の実務上の問題として、次の問題があることを理解いただきたい。

- ・グローバルベースで管理しているデリバティブ取引の約定データ（グローバルに管理されている CSA 担保情報も含む）は、一般的に、グローバルベースでネットティングされた「ネットティング・セット」に対して管理されているため、ネットティング前の約定情報を拠点別に報告することは、必ずしも信用リスクの実態を表していることにはならないこと、また、そうした対応は二重計上の発生リスクにもつながること

この問題は、グローバルベースで管理している約定データについては、グローバル管理を行っている親会社・本店で一括して報告する（各拠点における報告は不要とする）等の対応により解消可能であり、各国当局間で報告要件を調整することによって、本二重計上を回避することを検討いただきたい。

2. 市中協議文書 P.35 5.5.2)

市中協議文書では、「データ標準化を行う主体として、「①Upstream：取引情報蓄積機関に報告する前に、民間金融機関にて標準化を行う」、または、「②Downstream：取引情報蓄積機関にて、変換機能 (Translation mechanism) を用いて標準化を行う」アプローチが提案され、後者②の方が、前者①よりも補足的な対応であるものの、ともに対応が必要となるとされているが、本市中協議文書に記載のある「集計オプションは、現行の TR 報告を置き換えるのではなく、補足する対応を基本として考える（市中協議文書序文 p. ii の 3～5 行目）」を踏まえ、民間金融機関に追加対応の発生しない方法である②にて対応することとしていただきたい。

また、市中協議文書では、データ標準化を行う主要な対象として、3つのデータ（①カウンターパーティ ID（LEI: Legal Entity Identifier）、②商品 ID（UPI: Unique Product Identifier）、③取引 ID（UTI: Unique Transaction/Trade Identifier））が主要なデータとして挙げられ、市場や地域を跨ぐ②UPI、③UTI の標準化は、①LEI に対して検討が遅れており、グローバルベースで利用可能でないとされている。

これらの標準化に向けた調和（harmonization）を実現するためには、デリバティブ取引データのような複雑なデータにおいては、データ・ディクショナリーやタクソノミーの整備、また、グローバルで中長期的に利用可能とする観点でのデータ保守/ガバナンス体制の整備等が不可欠になることから、本市中協議文書における対応を進めるに当たっては、民間金融機関と合意した中長期的な実施計画にもとづき対応を進め、短期的・一時的な対応による追加的なコストが生じないように検討いただきたい。

3. 市中協議文書 P.40 6）（市中協議文書プレスリリースにおける質問事項「3.」）

市中協議文書では、データ集計オプションの評価尺度として、4つ（①利便性（Use）、②法律（Legal）、③データ、④テクノロジー）の尺度が提案されているが、本評価尺度には、民間金融機関が負担するコスト、および民間金融機関が当該対応を行うのに要する期間の評価尺度が含まれていない。店頭デリバティブ取引の取引情報の報告は、すでに主要な各国当局で実施済である現状を鑑み、民間金融機関の「コスト」と「対応期間」の評価尺度を加えていただきたい。

4. 市中協議文書 P.42 7）（市中協議文書プレスリリースにおける質問事項「4.」）

データ集計オプションは、グローバルベースで一律に定めるのではなく、各国当局が、報告対象金融機関が取扱うデリバティブ取引の取引量、報告対象金融機関の業態・規模等を勘案し、報告対象金融機関ごと、あるいは、報告対象商品ごとに集計オプションを定める、または、その組み合わせにより集計オプションを定めるといった対応も検討いただきたい。

5. 市中協議文書プレスリリースにおける質問事項「5.」

取引情報の市場への公表は、あくまで集計された取引量等に限定すべきであり、報告金融機関名、取引相手の個社名、報告金融機関が保有するエクスポージャー、報告金融機関のオペレーション方針等が類推可能な情報は公表すべきでないとする。また、集計されたデータを公表する場合も、事前に、当該取引の参加者等に十分に事前ヒアリングを行い、当該データの公表が当該市場におけるプライシング等に影響を与えないように配慮いただきたい。

以上